

# 長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

# 合併協議会だより

## 第4号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



### 第4回合併協議会開催 地域自治で新たな提案

### 「支所長は部長級の一般職」 「地域委員会の委員に報酬を支給する」

5月7日に、長岡市の長岡グランドホテルにおいて、第4回長岡地域合併協議会（以下「協議会」という。）を開催しました。

まず、報告事項として、第2回新市建設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。次に6市町村議会議員による議会合併連絡会での会議内容について、長岡市議会小熊議長が報告を行いました。

協議事項では、使用料と各種事務事業126項目について、協議を行いました。また、前回からの継続協議となっていた地域自治の取扱いについては、本庁に支所との連絡・調整を行う組織の設置、「支所長の身分」や「地域委員会の位置付け、委員の報酬」などを新たに提案し、承認されました。

### 報告事項

報告第14号  
第2回新市建設計画策定小委員会

豊口小委員会委員長から、第2回小委員会での審議の状況について次のような報告がありました。

第1回小委員会に引き続き、建設計画書の内容について審議しました。特に、新市の強みや新市の可能性として考えられるデータ整理、将来構想を実現するための具体的な施策、戦略事業などについて委員の皆さんから多くの意見をいただいたので事務局で整理をしています。この内容については、次回小委員会への継

第4回長岡地域合併協議会の内容	
<b>報告事項</b>	報告第14号：第2回新市建設計画策定小委員会 報告第15号：6市町村議会合併連絡会（議会の議員の定数及び任期の取扱いについて）
<b>協議事項</b>	議案第30号：使用料・手数料等の取扱い（その2） 議案第31号：各種事務事業の取扱い（その3）
<b>継続協議事項</b>	議案第28号：地域自治の取扱い

続審議となっておりますので、ある程度まとまった段階で協議会へ報告します。

報告第15号  
6市町村議会合併連絡会（議会の議員の定数及び任期の取扱いについて）

小熊委員（長岡市議会議長）から、6市町村議会合併連絡会での検討状況などについて、次のような報告がありました。

議員の定数をどうするかだけでなく、地域の住民の声をどうやって新市に反映させるか、そのために議員の定数はどうあるべきかという観点で議論を行っています。

したがって、長岡方式の地域自治がどうなるのかを連絡会としても注目しています。地域自治の内容が明確になって、しっかりした体制が整えば、定数特例がよいとするのが大方の議会の考えです。

なお、中之島町議会においては、正式な結論ではないが、「地域自治」の内容がはっきりしていない現状では地域住民の声を確実に新市に届けるために在任特例を主張する議員が多いと聞いています。

### 協議事項

議案第30号  
使用料・手数料等の取扱い（その2）  
次のとおり承認されました。

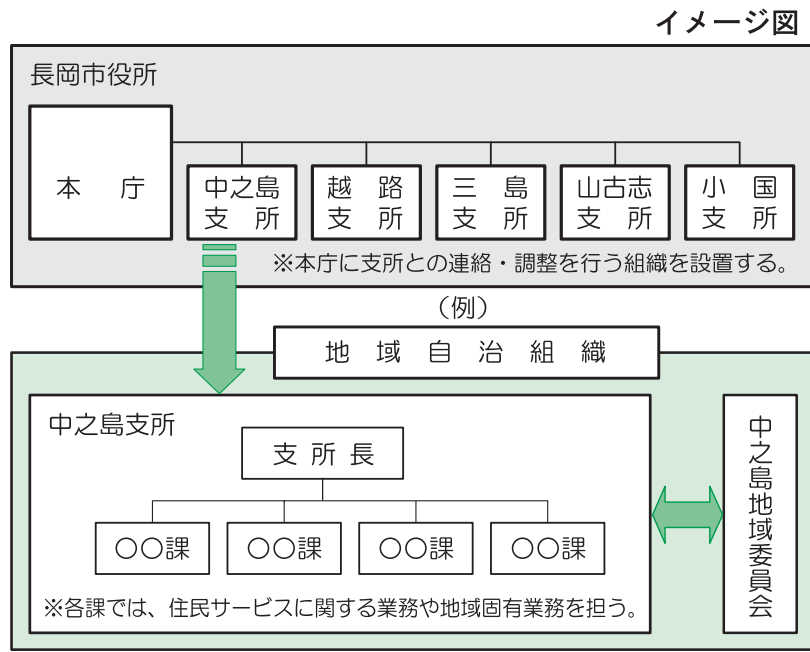
- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料については、除くものとする。

「手数料」については第2回の協議会で協議し、決定済みです。今回は「使用料及び占用料」について協議しました。任意合併協議会での「使用料は原則現行どおり（同一又は類似する施設は、経過措置により段階的に調整する）」という結果を踏まえて、より詳しい内容で協議しました。（具体的な施設等は次頁の表参照）

○使用料等の取扱いの調整方針一覧表

Table with 6 columns: 長岡市, 中之島町, 越路町, 三島町, 山古志村, 小国町. Rows include 1 施設使用料 (1) 現行どおりとする, (2) 合併時に長岡市の制度に統一する, (3) 合併後に中之島町及び越路町の制度を基に統一する, (4) 合併後に長岡市の制度を基に統一する, (5) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する, and 2 行政財産使用料及び占用料 (1) 合併後に長岡市の制度に統一する.

- 2 支所長の位置付け
(1) 支所長の一般職の職員とする。
(2) 部長級の一般職の職員とする。
(3) 市長が選任する。
ア 支所を総括する。
イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。



- 1 支所機能
(1) 支所は、次の業務を行うものとする。
(2) 通常、住民サービス
(3) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
支所で行った方が効果的な業務
《地域自治組織のしくみ》
支所と地域委員会からなるものとする。
《地域自治組織の設置期間》
概ね10年間。ただし、5年経過後にそれまでの成果を検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

議案の詳しい内容は、協議会ホームページまたは市役所・町村役場にある閲覧資料をご覧ください。

- 3 地域委員会
(1) 名称
(2) 位置付け
(3) 市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。
(4) 役割
ア 当該地域のまちづくりに係る提案
イ ふるさと創生基金(仮称)を活用したまちづくりの推進
ウ 新市建設計画の執行状況及び変更の協議
エ その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議
オ 当該地域に係る施策の協議
カ 支所で行う地域固有業務の検討
キ その他市長が認めるもの
(5) 委員の選任方法
(6) 委員の任期
(7) 委員会の長
(8) 委員の報酬
(9) 支所が地域委員会の事務を担う。

- 4 支所の予算
支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費及び地域振興事業補助金(仮称)を有することとし、個性あるまちづくりを実施継続できる仕組みを確保する。
委員意見
・支所長が地域固有業務に関する予算要求権限を有することが明文化されているが、財政的にきちんと予算が担保されるようお願いしたい。
・一般行政事務の予算要求の流れは、支所長が本庁の各部局へすることになっている。地域固有業務はそれとは別の流れであることを検討してもらいたい。
・小国町議会では今まで法人格を持った制度を主張してきたが、長岡方式の方が実りあるものであるという結論に達した。

表の見方(主なもの)

Table with 2 columns: Item description and Explanation. Rows include '合併時に統一', '合併後に統一', '当分の間現行どおり', '現行どおり', '市町村の制度に統一する', '市町村の制度を基に統一する', '合併年度は現行どおり', and '(星マーク)'.

○企画・総合計画分科会

Table with 3 columns: Various Business Activities, Classification, and Adjustment Policy. Rows include '市民活動の推進', '男女共同参画推進事業', '親はじめ支援事業(ブックスタート)', etc.

○防災・防犯・交通分科会

Table with 3 columns: Various Business Activities, Classification, and Adjustment Policy. Rows include '自主防災組織の結成支援事業', '地域防災計画策定', '備蓄物資整備事業', etc.

○消防分科会

Table with 3 columns: Various Business Activities, Classification, and Adjustment Policy. Row: '消防団'.

○福祉・保健・医療分科会

Table with 3 columns: Various Business Activities, Classification, and Adjustment Policy. Rows include '障害者生活支援事業', '手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業', '点字・声の広報等発行事業', etc.

次頁に続く

各種事務事業の取扱いで協議された主な事業

企画・総合計画分科会

親はじめ支援事業(ブックスタート)

調整方針 長岡市の制度に統一する。

赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを演し、絵本とオリジナルのアドバイス集を贈る子育て支援事業です。現在は、長岡市のみで行っていますが、合併後は新市全体で展開していくこととなります。

防災・防犯・交通分科会

防犯灯設置事業

防犯灯等電気料負担

調整方針

新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。

市町村の集落の中や集落を結ぶ道路には、防犯灯が設置されています。しかし、設置主体や管理方法が異なり、住民負担に違いがあることから、3か年度から5か年度程度をかけて新しい基準を創設し統一していくこととしました。

消防分科会

消防団

調整方針

消防団の組織は、現行のまま6個消防団とするが、意志統一、融合がはかられた段階で順次統合する。

消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。

消防団員への支給品及び貸与品等は、消防団の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。ただし、消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額については、消防団の活動内容に応じて大きく異なっていることなどから、段階的に調整して統一するものとした。

福祉・保健・医療分科会

福祉タクシー

調整方針

長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。6市町村の最高水準である長岡市の制度に合わせ、対象者(在宅心身障害者のうち該当者)に500円券を30枚交付します。(病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けていない場合は90枚を上限。)

日常生活用具の給付、自己負担の補助 調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

在宅の重度心身障害者(児)に日常生活用具を給付(貸与)し、日常生活の便宜を図るとい制度です。現在、長岡市では、市単独事業で自己負担の補助を行っていますが、合併後に長岡市の制度に統一することによって、長岡市以外5町村の対象者の自己負担は、大幅に軽減されることとなります。

○福祉・保健・医療分科会(続き)

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists various welfare services like childcare, disability support, and home care with their respective adjustment policies.

○住民・国保・年金分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists municipal services like public housing, waste management, and social welfare with adjustment policies.

○都市計画分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists urban planning services like barrier-free facilities, cityscape, and bus stops.

○建築住宅分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists housing and construction services like rental housing, subsidies, and parking fees.

○青少年健全育成分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists youth services like adult ceremonies, after-school care, and sports.

○スポーツ・体育施設分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Lists sports and recreation services like school facilities, gymnasiums, and sports events.

住民・国保・年金分科会

国民健康保険料(税)

調整方針 賦課方式は長岡市の制度に統一し、2年間不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。市町村により、「料」または「税」の賦課となつていますが、社会保険料としての意味から「料」に統一します。

また、保険料の賦課割合及び料率は、一律に調整すべきものではありませんが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、経過措置を設けました。

消費生活の相談・情報提供

調整方針 長岡市の制度に統一する。

長岡市立消費生活センターが行う、消費者支援推進事業を新市全体に拡大します。この事業は、専門相談員による消費生活相談や消費者知識の情報提供等を行うものです。

建築住宅分科会

市町村営住宅(家賃)

調整方針

長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。

市町村営住宅の家賃は、住宅の立地条件や利便性などにより算定されます。各市町村でそれぞれ家賃の違いがあることから、公営住宅法により長岡市の制度を統一します。

市町村営住宅の家賃は、住宅の立地条件や利便性などにより算定されます。各市町村でそれぞれ家賃の違いがあることから、公営住宅法により長岡市の制度を統一します。

青少年健全育成分科会

成人式の開催

調整方針

長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。

成人式は人生の節目の行事であるため、開催日や運営方法等に地域の伝統的な特性があります。このため、3か年度から5か年度程度をかけて運営方法などの検討を行い、長岡市の制度に統一していくこととしました。

協議会を傍聴しませんか

第5回 長岡地域合併協議会

とき 5月28日(金) 午後6時から
ところ パストラル長岡(長岡市今朝白2丁目)
受付 午後5時30分から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-2260・39-2227(直通)
FAX 39-2254
ホームページアドレス http://www.nagaoka-gappei.jp
Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp

